

区長報告第7号

損害賠償（交通）請求事件に係る控訴の提起について

1 事故の概要

- (1) 日 時 平成31年2月21日（木） 午前11時00分頃
- (2) 場 所 港区芝浦一丁目9番
- (3) 内 容

区の庁有自転車が、特別区道第829号線道路上を田町駅方面から芝浦一丁目交差点方面へ走行中に、当該道路上において後退により駐車場へ進入しようとしていた普通乗用自動車と衝突しました。

- (4) 車両の主な損傷状況

区の庁有自転車の損傷はありませんでした。

相手方車両は、車体後側（右後部のリヤバンパー擦過痕等）を損傷しました。

2 第1審の概要

- (1) 訴訟当事者 原告：個人 被告：港区
- (2) 事件の概要

本事件は、当該事故により発生した損害について、国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の規定に基づき、原告が被告港区に対し、修理費用4万4,258円及び弁護士費用4,425円の合計金4万8,683円の支払を求める訴訟事件です。

- (3) 判決言渡しの日

令和2年3月19日 東京簡易裁判所

- (4) 判決の内容

ア 被告は、原告に対し、4万8,683円及びこれに対する平成31年2月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

ウ この判決は、仮に執行することができる。

- (5) 裁判所の判断

ア 本件事故は、停止中の原告車両に向かって被告車両が進行してきた結果、衝突し発生したものと認定するのが相当である。

イ 複数の薄い線状擦過痕（以下「本件擦過痕」という。）が認められるところ、本件擦過痕は本件事故により発生したものと認めるのが相当である。

ウ 被告が主張する被告車両の前輪が本件擦過痕の位置に接触することは物理的にあり得ず、被告車両の前かごが原告車両の右後方角部に接触したものと認められる。

- エ 被告車両が運転操作を誤って衝突してきたものと認められ、進路前方の注意義務を怠り、停止中の原告車両に一方的に衝突したという過失が認められる。
- オ これらのことから、本件事故の過失割合は、原告車両を0、被告車両を100とするのが相当である。

3 区の対応

本判決は、区が主張していた事故態様、過失割合等が全面的に認められないものであり、到底受け入れることができない内容のため、当該判決を不服として、東京地方裁判所宛てに控訴しました。

4 専決処分の日

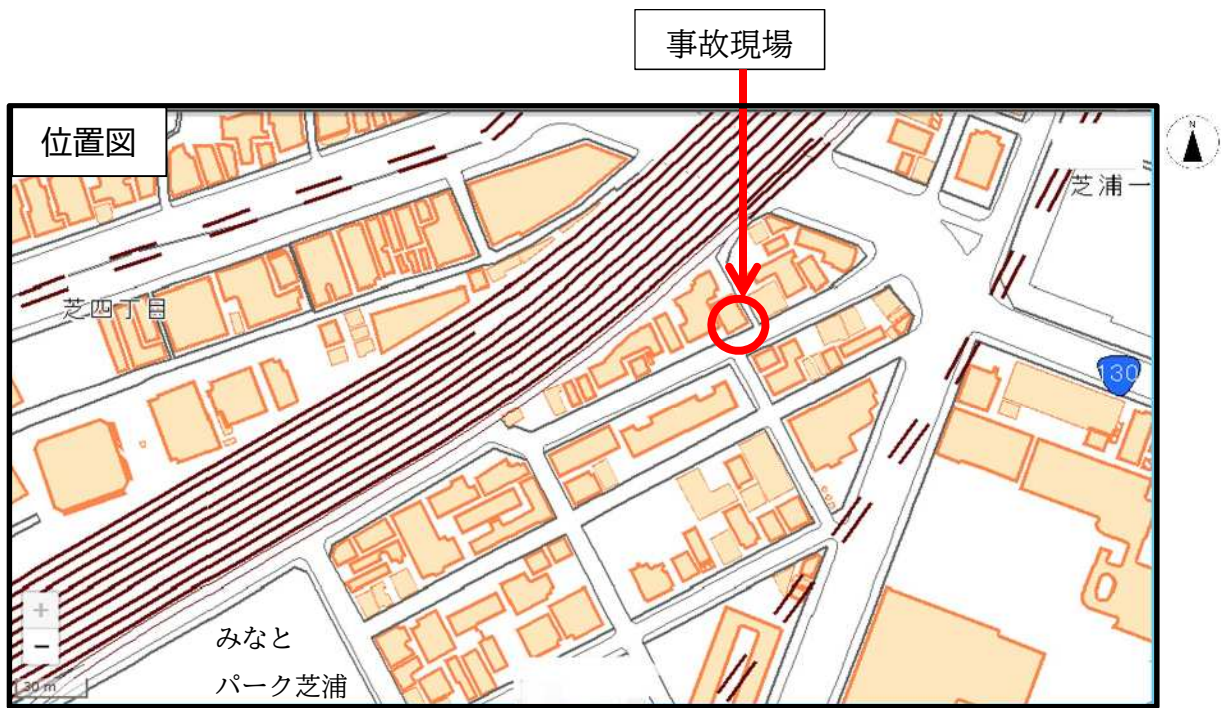
令和2年3月27日

5 控訴の概要

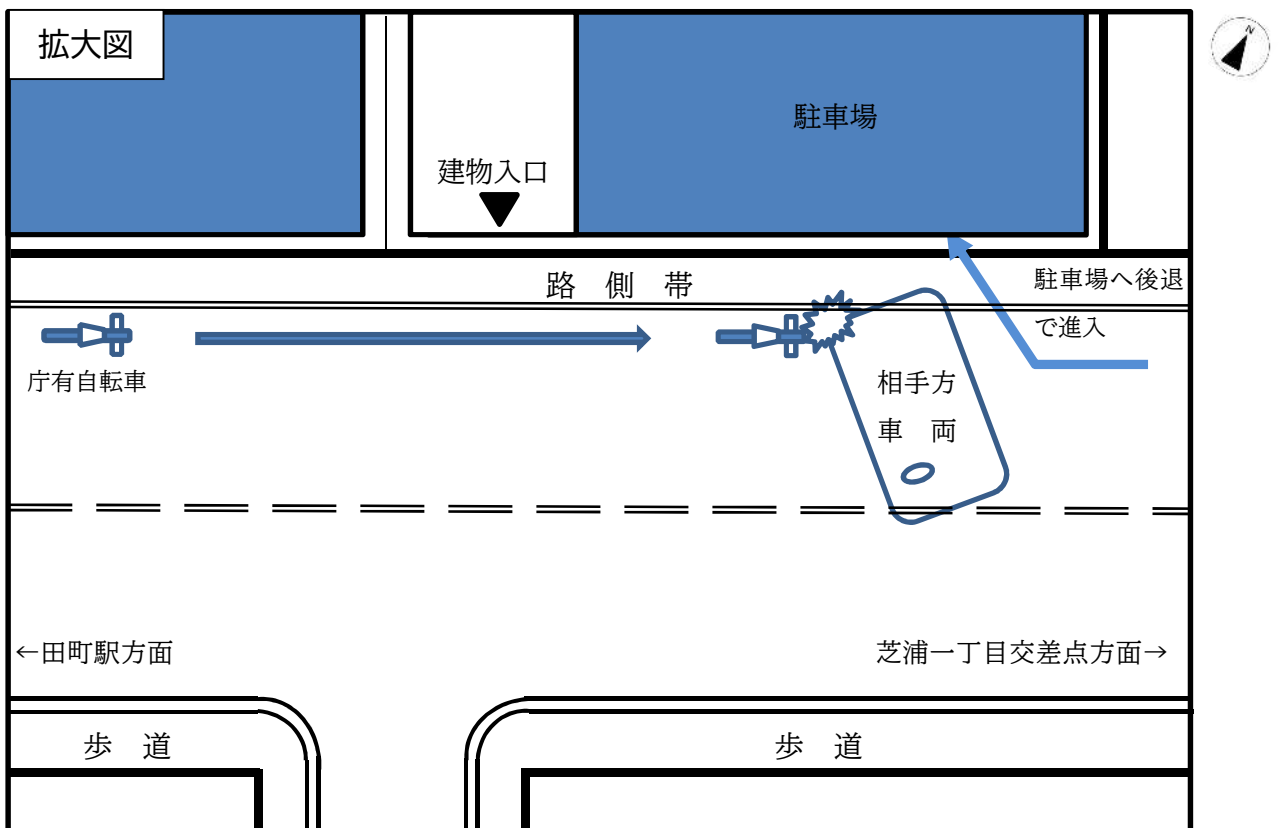
- (1) 訴訟当事者 控訴人：港区 被控訴人：個人
- (2) 控訴の趣旨
次の判決を求める。
ア 第1審の判決を取り消す。
イ 被控訴人の請求を棄却する。
ウ 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担とする。
- (3) 控訴年月日
令和2年3月27日

6 訴額

4万8,683円



国土地理院の電子地形図（タイル）に事故現場等を追記して掲載



道路幅員 9m74cm～9m78cm（歩道を含む。）

事故現場写真



相手方車両：リアバンパー右側の擦り傷

